

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いの留意事項について（7月以降の診療等分）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より下記のとおり示されました。

1. 「災1」等のレセプトへの記載について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その10）」により、平成23年7月1日からは、原則として、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合のみ、保険医療機関等の窓口において、一部負担金等を免除することとなっております。

この場合も引き続き、免除に係る明細書には欄外上部に（電子レセプトの場合は摘要欄）に **災1** または **災2** と記載することとなります。（すでに免除証明書が発行されている場合も同様となります。）

電子レセプトの場合、レセプト特記事項に「96」または「97」も漏れずに記録することとなります。

また、免除措置等に係る減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載することとしていることから、平成23年7月1日以降、医療機関の窓口において一部負担金を免除した場合は、「免除」と記載することとなります。（電子レセプトの場合は、保険者レコードの「減免区分」に「2：免除」と記載することとなります。）

なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱い（その10）」の3（2）において、平成23年7月1日以降も免除証明書の提示が不要とされている場合であっても、医療機関の窓口において、一部負担金等を免除した場合には、「免除」と記載することとなります。

2. 被災地から他の市町村に転出した者に係るレセプトの住所の記載について

地震の発生時には、災害救助法等の適用市町村に住所を有していたが、その後、他の市町村に転出した者については、「適用市町村に住所を有している者」に含まれるが、当該患者については、カルテ及び診療報酬明細書の摘要欄に地震発生時の住所を記載することとなっておりますが、一部負担金等の免除証明書の提示を受けて、一部負担金等を免除した場合には、当該地震発生時の住所の記載は不要となります。